

/ 始めます。

Iから。 2016年施行。

法成立はいつ? 2013年。

3年は省庁の準備期間だった。

法の背景に(1)がある。

①者の権利がうたわれている。

②者差別禁止法をもつ国は多い。

日本には、なかった。

そのため①を改正。

(1)①は目標や理念を示している。

(2)4条に、差別の禁止を明確化。

これを実行する法として解消法ができた。

2016年スタート。

差別には2(1)①と②がある。大きく2つ。

①と② 分かりづらい。具体的に考える。

まず"スライド"2(2)から。